

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

山口県まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

山口県

3 地域再生計画の区域

山口県の全域

4 地域再生計画の目標

我が国は本格的な人口減少社会に突入し、今後も更なる人口の減少が見込まれている。本県においても、出生数の低下に加え、大都市圏への人口移動が一貫して続いていることから、人口は985年の160万人をピークに年々減少し、2018年には137万人と大幅に減少し、この人口減少が地域の活力を奪い、このことがさらに人口減少に拍車をかける悪循環に陥っている。

人口の減少は消費活動の停滞を招くとともに、産業を担う労働力人口が減ることから、本県経済が縮小の一途を辿ることになりかねない。また、地域では担い手不足が深刻化し、コミュニティ活動や伝統文化等の継承が困難となるおそれもあり、特に、人口減少が先行して進む中山間地域では、既に集落そのものの維持さえも難しくなっているところも生じている。

国においては、人口減少問題を国の最重要課題として位置付け、この問題に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある社会を築いていくため、「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、国・地方を挙げた地方創生の取組が進められ、本県においても、平成27年度から5か年計画の「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少の克服に向けた関連施策を展開してきた。

その結果、戦略的な企業誘致や成長産業の育成等を通じた魅力ある雇用の場の創出、国内外からの観光客の増加による交流人口の拡大など、各分野で成果が表れているものの、我が国の構造的な問題である東京一極集中等を背景に、若者を中心とする県外流出の流れは変わらず、2018年は4,140人の転出超過で、そのうち15歳から

29歳までの若年層が全体の約9割を占めている。さらに合計特殊出生率も伸び悩み、昭和60年の1.82から減少し、近年では1.5から1.6の間を推移するなど、依然として、県の最重要課題である人口減少には歯止めがかかっておらず、未婚化・晩婚化の進行などを要因とした少子化の流れや、若者や女性の他地域への流出を食い止めなければ、人口減少に歯止めがかからない状況である。

こうした課題に真正面から向き合い、総力を結集して「活力みなぎる山口県」を実現していくために、まずは、地域の強みを活かした産業の振興を図ることにより、安定した雇用の場を創出していくことが必要である。

また、「しごと」と「ひと」の好循環を確立していくためには、産業振興によって創出された雇用の場を活かし、若者や女性等の人材の定着・還流を進めるとともに、若者をはじめ幅広い層を対象に本県への新たな人の流れを創り出す必要がある。

さらに、希望する人が安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる環境づくりを進めていくことも必要である。

加えて、今後、本県人口の大幅な減少は避けられないことから、人口減少社会においても、人々が住み慣れた地域で元気に暮らすことができ、新たな人の流れも創出できるよう、将来にわたって維持・発展できる地域づくりを進めることが必要である。

また、第2期「総合戦略」においては、従来の「しごと」起点に加え、「ひと」を呼び込み「しごと」を起こしていく「ひと」起点や、「まち」の魅力を高め「ひと」を呼び込む「まち」起点など、多様なアプローチの取組を柔軟に行い、まち・ひと・しごとの更なる好循環をつくりだしていくことも必要である。

こうした方向性の下、本計画では、「社会減」「自然減」の両面から人口減少対策に取り組むとともに、人口減少・少子高齢社会が進行する中であっても、活力に満ちた産業や活気のある地域の中で、県民誰もががはつらつと暮らしていくことができるよう、山口県人口ビジョンにおける①「社会減の流れ」を断ち切る！②「少子化の流れ」を変える！③「住みよい地域社会」を創る！という3つの基本的視点を基本的な施策の方向とし、次の基本目標を掲げて、地方創生の取組を進めていく。

- ・基本目標1 産業振興による雇用の創出
- ・基本目標2 次代を担う人材の育成と定着・還流・移住の推進

- ・基本目標 3 結婚・出産・子育て環境の整備
- ・基本目標 4 時代に対応した持続可能な地域社会の形成

【数値目標】

5-2の①の掲げる事業	KPI	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する地方版総合戦略の基本目標
ア	若者や女性の雇用の場の創出(5年間の累計)	6,269人	8,000人	基本目標1
イ	転出超過の抑制	4,430人	2,215人	基本目標2
ウ	合計特殊出生率の向上	1.54	1.7	基本目標3
エ	やまぐち元気生活圏に取り組む地域数	56地域	70地域	基本目標4

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例

(内閣府) : 【A2007】

① 事業の名称

山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略推進事業

ア 産業振興による雇用の創出事業

- イ 次代を担う人材の育成と定着・還流・移住の推進事業
- ウ 結婚・出産・子育て環境の整備事業
- エ 時代に対応した持続可能な地域社会の形成事業

② 事業の内容

ア 産業振興による雇用の創出事業

本県の特性を活かした次世代産業の育成や企業誘致の推進、Society5.0の実現に向けた技術（＝未来技術）の活用によるビジネス創出等の支援、中堅・中小企業や創業の支援、元気な農林水産業の育成、地域資源を活用した観光の振興など、産業の活力を高めることにより、人材の定着・還流の受け皿となる若者や女性等が希望する雇用の場を創出することを目指す。

【具体的な事業】

- ・大規模工場跡地を活用した企業立地の促進
- ・「重点成長分野」の企業を対象とした戦略的な企業誘致の推進 等

イ 次代を担う人材の育成と定着・還流・移住の推進事業

県内進学・就職の促進やUターン就職対策の強化など、若者や女性等の定着・還流を図るとともに、幅広い世代に対するYY！ターン（UJIターン）の促進や関係人口の創出・拡大、政府機関や企業の本社機能の移転など、本県への移住・還流を促進する取組を進め、転出者数の減少と転入者数の増加を図る。さらには、やまぐちの未来を創る若者たちの育成など、新時代を創造する人材を育成する。

【具体的な事業】

- ・ふるさと山口を愛し、未来の山口で活躍する子ども・若者を育成する取組
- ・教育ICT化の推進や教員の育成 等

ウ 結婚・出産・子育て環境の整備事業

結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援や、地域や企業、関係団体等と連携した子育て県民運動の推進など、社会全体で子育て家

庭を支える環境づくりなどを進めるとともに、仕事と子育ての両立に向けた働き方の見直しやM字カーブの解消に向けた女性就業支援の強化など働き方改革を推進する。

【具体的な事業】

- ・「やまぐち結婚応援センター」を核とした結婚の希望を叶える「応援」の充実
- ・妊娠・出産・子どもの健やかな成長のための保健医療サービスの充実等

エ 時代に対応した持続可能な地域社会の形成事業

コンパクトなまちづくりの推進や「やまぐち元気生活圏」の形成の加速による中山間地域づくりの推進、災害への備えや医療・介護・交通など地域生活を支えるサービスを確保するとともに、誰もが居場所と役割を持ちいきいきと活躍できる地域社会の実現や、未来技術を活用した生活等の質の飛躍的な向上など、人口減少社会にあっても、持続可能で安心して生活できる活力ある地域社会の形成を進め、いつまでも住み続けたいと思ってもらえる山口県を目指す。

【具体的な事業】

- ・様々な分野における未来技術を活用した社会実装と自走に向けた取組
- ・未来技術の活用に向けたデジタル人材等の確保・育成等

※ 詳細は第2期山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標(KPI)）

4の数値目標に同じ。

④ 寄附の金額の目安

500,000千円（2020年度～2024年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度、知事を本部長とする「山口県活力創出本部」において総合的な

進行管理を行うとともに、産・官・学・金・労・言等で構成する「山口県活力創出推進会議」等で個別事業の効果検証を毎年度9月に行う。検証後速やかに山口県公式WEBサイト等で公表する。

⑥ 事業実施期間

2020年4月1日から2025年3月31日まで

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

○ 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）（厚生労働省）：【B0908】

① 事業内容

山口県内の雇用創出を図るため、5-2②アに対し地方創生応援税制に係る寄附を行い、事業所の設置・整備、地域求職者の雇入れを行った企業に対して、企業が地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の支給申請を行うために必要な地方創生応援税制に係る寄附受領証を発行する。

② 事業実施期間

2021年9月に申請した地域再生計画の変更の認定の日から2025年3月31日まで

6 計画期間

2020年4月1日から2025年3月31日まで